

平成28年定例会
戦略企画雇用経済常任委員会
所管事項説明資料

1	組織の概要	・・・	1
2	平成28年度予算の概要	・・・	5
3	事務事業概要	・・・	9
	戦略企画総務課、秘書課、企画課、政策提言・広域連携課、広聴広報課、 情報公開課、統計課、東京事務所		
4	所管事項	・・・	17
	(1) みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の推進について	・・・	19
	(2) 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略について	・・・	23
	(3) みえ県民意識調査について	・・・	27
	(4) 人づくり政策の推進について	・・・	29
	(5) 地方分権改革について	・・・	33
	(6) 広域連携について	・・・	37
	(7) 広聴広報について	・・・	39
	(8) 統計調査について	・・・	43
	(9) 情報公開・個人情報保護について	・・・	45
	(10) マイナンバー（社会保障・税番号）制度について	・・・	47

<別紙資料> 第5回みえ県民意識調査 集計結果（概要）

平成28年6月1日
戦略企画部

1 組織の概要

戦 略 企 画 部

※電話番号が下4桁のみの表示については、「059-224-」が省略されています。

【課等名称・E-mail】	【班等名称】	（電話番号）	《主な所掌事務》
戦 略 企 画 総 務 課 sensomu@pref.mie.jp	企画調整班	2009	○部内の企画調整、議会対応、全庁会議、総合教育会議、マイナンバー制度、人づくり政策、高等教育機関との連携、平和啓発
	総務班	2009	○部内の組織・人事、予算・経理・決算、危機管理、人権施策、北朝鮮による拉致問題
秘 書 課 hisho@pref.mie.jp	秘書班	2014	○知事・副知事の秘書、行幸啓等皇室事務
企 画 課 kikakuk@pref.mie.jp	企画班	2025	○県政の総合企画、地方創生の推進、みえ県民意識調査、政策研究・政策提案
	計画班	2025	○「みえ県民カビジョン」の推進、「国土強靱化地域計画」の推進
政策提言・広域連携課 kouiki@pref.mie.jp	政策提言・広域連携班	2089	○国等への政策提言・要望、広域的な交流・連携の総合企画・調整、地方分権、特区制度
広 聴 広 報 課 koho@pref.mie.jp	企画・広聴班	2031	○広聴広報の企画調整、「広聴広報アクションプラン」の推進、県ウェブサイト、IT広聴事業
	広報班	2788	○テレビ・ラジオ・新聞による広報、広報紙発行
	報道班	2028	○報道機関との連絡調整
	県民の声相談班	2647	○県民からの意見・提案・苦情等対応、eモニター
情 報 公 開 課 koukai@pref.mie.jp	情報公開班	2071	○情報公開、個人情報保護
統 計 課 tokei@pref.mie.jp	人口統計班	2044	○国勢調査、経済センサス基礎調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計、人口推計
	消費・生活統計班	2051	○小売・個人企業・家計調査、毎月勤労統計調査、学校基本・学校保健統計調査、社会生活基本調査
	農水・商工統計班	2052	○農林業センサス、漁業センサス、商業統計調査、商業動態統計調査、工業統計調査、生産動態統計調査、経済センサス活動調査、労働力調査
	分析・情報班	3051	○統計分析、統計情報の提供
東 京 事 務 所 tokyo@pref.mie.jp	政策調整課	03-5212-9065	○国行政機関、各種団体等との連絡調整

2 平成 28 年度予算の概要

平成28年度 戦略企画部 当初予算

(単位:千円)
上段:(県費)
下段:事業費

所属名	平成27年度 6月補正後 予算額 A	平成28年度 当初予算額 (H27年度2月補正含む) B	増減額 B-A	対前年比 B/A	主な事業
戦略企画 総務課	(749,935) 854,317	(794,044) 847,251	(44,109) △7,066	(105.9%) 99.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費(特別職人件費を含む) 742,568 ・戦略企画諸費 18,937 ・家庭教育の充実に向けた応援方策 検討事業費 1,466 ・番号制度等整備関係諸費 21,832 ・高等教育機関連携推進事業費 6,283 ・高等教育機関と地域との連携 推進事業費 4,270 ・高等教育機関における地方創生に 向けた取組支援事業費(H27.2補) 46,915 ・地域と若者の未来を拓く学生奨学金 返還支援事業費 4,309
秘書課	(16,575) 16,575	(9,672) 9,672	(△6,903) △6,903	(58.4%) 58.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・調整諸費 9,031
企画課	(32,453) 32,453	(14,197) 14,197	(△18,256) △18,256	(43.7%) 43.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画進行管理事業費 4,109 ・計画推進諸費 4,604 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略 推進事業費 971 ・若者と地域との協創推進事業費 393
政策提言・ 広域連携課	(16,631) 16,631	(16,991) 16,991	(360) 360	(102.2%) 102.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携推進費 11,942 ・中部圏・近畿圏連携強化費 3,384
広聴広報課	(318,588) 329,359	(299,320) 348,074	(△19,268) 18,715	(94.0%) 105.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・広聴広報アクションプラン推進 事業費(一部H27.2補) 58,830 ・県政情報発信事業費 119,202 ・電波広報事業費 73,726 ・広聴体制充実事業費 15,913 ・インターネット情報提供推進事業費 31,717
情報公開課	(4,364) 6,073	(4,266) 5,976	(△98) △97	(97.8%) 98.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開制度運営費 5,159 ・個人情報保護対策費 817
統計課	(90,476) 1,152,675	(96,528) 460,617	(6,052) △692,058	(106.7%) 40.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費(統計課) 257,939 ・統計情報編集費 1,690 ・経済センサス活動調査費 97,476
東京事務所	(27,719) 27,731	(27,060) 27,072	(△659) △659	(97.6%) 97.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・東京事務所費 27,007
戦略企画部 合計	(1,256,741) 2,435,814	※ (1,262,078) 1,729,850	(5,337) △705,964	(100.4%) 71.0%	

※平成27年度2月補正予算74,569千円含む

3 事務事業概要

事 務 事 業 概 要

(戦略企画部、東京事務所)

項 目	概 要
<p>【戦略企画総務課】 課長 岡村 順子 TEL 059-224-2009</p> <p>1 部内企画及び組織、人事、予算、経理等に関することについて</p> <p>2 県政の総合調整に関することについて</p>	<p>部内の企画、調整業務を行うとともに、部内の各課等が担当する施策の推進に専念できるよう組織や人事、予算、経理等に関することを一元的に行う。</p> <p>政策会議・経営会議の運営、人づくり政策の推進など県政の総合調整に関することを行う。</p>
<p>【秘書課】 次長兼課長 喜多 正幸 TEL 059-224-2014</p> <p>1 知事、副知事秘書事務について</p> <p>2 行幸啓等皇室関係事務について</p>	<p>(1) 知事、副知事の日程調整を行うほか、各種式典・行事等への出席に際し随行する。</p> <p>(2) 知事、副知事と各部局間の情報共有のための連絡調整を行う。</p> <p>(1) 天皇陛下をはじめとする皇族方の行幸啓等に際して、関係機関との連絡調整など、必要な業務を行う。</p> <p>(2) その他皇室行事、儀式等について、連絡調整、広報など、必要な業務を行う。</p>
<p>【企画課】 課長 安井 晃 TEL 059-224-2025</p> <p>1 県政の総合企画に関することについて</p>	<p>県政の中長期的課題を研究するとともに、県政の総合企画に関することを行う。また、地方創生の推進に関する総合調整を行う。</p>

項 目	概 要
2 政策研究及び政策提案について	政策創造員会議などを通じて政策研究、政策提案を行うとともに、職員の政策形成・立案能力の向上を図る。また、「みえ県民意識調査」を実施し、県民の皆さんの幸福実感の継続的な把握などを行う。
3 「みえ県民カビジョン」の進行管理について	「みえ県民カビジョン」の進行管理を行う。
【政策提言・広域連携課】 課長 清水 英彦 TEL 059-224-2089	
1 国等への政策提言について	本県の政策を実現していくため、国の制度等の創設・改正、翌年度の政府予算や税制改正に反映させる事項について、国等に対して積極的な政策提言を行う。
2 県境を越えた広域連携の推進について	住民生活や経済活動が県境を越えて拡大するなか、県単独では解決することが難しい課題が増えており、複数の府県等が連携して、より効果的、効率的に解決していく、広域的な取組の強化が求められている。こうしたことから、広域的な知事会等の組織に参加するなどして、他府県等との交流・連携を進める。
3 地方分権改革の推進について	地方の自主性を高め、個性豊かで活力ある地域社会の形成のためには、真の地方分権を実現する必要があることから、国と地方の役割分担の明確化、地方税財源の充実確保、国の地方に対する義務付け・枠付けの見直しなどの課題解決に向け、国の動向を注視し、全国知事会等と連携し取組を進める。
【広聴広報課】 課長 中山 恵里子 TEL 059-224-2031	
1 広聴広報の推進について	(1) 県民が必要とする県政情報を適切かつ確実に伝えるため、テレビ、ラジオ、県広報紙やインターネット等を活用した効果的な広報活動を行うとともに、マスメディアを活用したパブリシティ活動による情報

項 目	概 要
<p>県民の声相談監 佐藤 史紀 TEL 059-224-2647</p> <p>1 県民からの意見・提案・苦情等に対する総合調整に関することについて</p> <p>【情報公開課】 課長 田中 彰二 TEL 059-224-2071</p> <p>1 情報公開に関することについて</p> <p>2 個人情報の保護対策に関することについて</p>	<p>発信を行う。</p> <p>①テレビのデータ放送活用による広報 ②インターネットによる広報（県ウェブサイトの管理運用） ③紙媒体による広報（県政だよりの発行・新聞広告等） ④放送メディアによる広報（テレビ・ラジオの活用） ⑤パブリシティ活動による広報（知事会見・報道機関への資料提供等）</p> <p>(2) 県民と県とのコミュニケーションの機会を拡大し、寄せられた県民の声を県民サービスや施策等に反映させていくため、県民の声相談及びIT広聴事業等の手法により、県政に係る広聴活動を行う。</p> <p>①県政一般相談、さわやか提案箱等による広聴活動の実施 ②県民の声データベースシステムによる情報の共有化と発信 ③みえ出前トークの実施 ④IT広聴事業（e-モニター）の実施</p> <p>(3) 県の広聴広報体制の充実及び職員の広聴広報活動の実効性向上にかかる総合調整を行う。</p> <p>県民からの意見・提案、苦情、要望等に対応するとともに、これらに関する総合調整を行う。</p> <p>職員研修の充実を図りながら、情報公開制度的な運用に努める。</p> <p>職員の的確な対応を確保するための研修の充実を図りながら、個人情報保護制度の適正な運用に努める。</p>

項 目	概 要
<p>【統計課】 課長 前川 昭広 TEL 059-224-2044</p> <p>1 統計調査事務について</p> <p>2 統計情報の分析と提供について</p>	<p>経済センサス-活動調査、社会生活基本調査、労働力調査などの統計調査等を実施する。</p> <p>(1) 国の委託により県が行う統計調査事務等</p> <p>① 総務省委託事業</p> <p>a 経済センサス-活動調査（5年周期調査）</p> <p>b 社会生活基本調査（5年周期調査）</p> <p>c 労働力調査（毎月調査）</p> <p>d 小売物価統計調査（毎月調査）</p> <p>e 家計調査（毎月調査）</p> <p>f 個人企業経済調査（四半期調査）</p> <p>② 経済産業省委託事業</p> <p>a 工業動態統計調査（毎月調査）</p> <p>b 商業動態統計調査（毎月調査）</p> <p>③ 文部科学省委託事業</p> <p>a 学校基本調査（毎年調査）</p> <p>b 学校保健統計調査（毎年調査）</p> <p>④ 厚生労働省委託事業</p> <p>a 毎月勤労統計調査</p> <p>ア 第一種・第二種事業所調査（毎月調査）</p> <p>イ 特別調査（毎年調査）</p> <p>(2) 県が行う統計調査事務等</p> <p>① 人口推計調査（毎月調査）</p> <p>② 三重県生産動態統計調査（毎月調査）</p> <p>政策立案等の基礎資料とするため、統計の分析調査を行うとともに、県民にわかりやすく統計情報の提供を行う。</p> <p>(1) 統計分析調査</p> <p>① 三重県景気動向指数の作成（毎月）</p> <p>② 「三重県内経済情勢」の作成（毎月）</p> <p>③ 産業連関表作成（5年毎公表）</p> <p>④ 経済分析のノウハウを活用し、県・市町への統計分析の支援</p>

項 目	概 要
<p>統計利活用監 山下 克史 TEL 059-224-3051</p> <p>1 統計の利活用促進に関するこ について</p> <p>【東京事務所】 所長 信田 信行 TEL 03-5212-9065</p> <p>1 国会議員・中央省 庁等との連絡調整・ 情報収集及び情報 の発信について</p>	<p>(2) 県民経済計算（毎年）</p> <p>① 三重県民経済計算 平成 26 年度確報推計、平成 27 年度速報推計</p> <p>② 市町民経済計算 平成 26 年度推計</p> <p>(3) 統計情報編集 統計書、県勢要覧、各種統計調査結果を個別に集録した統計資料、 分析した統計データを編集し、インターネット及び刊行物で提供す る。</p> <p>(4) 統計利用普及促進 統計グラフコンクールの実施等による統計情報の利用促進の拡大 をはかる。</p> <p>(5) 「みえ Data Box」の運用管理 三重の統計情報「みえ Data Box」の運用管理により、県民が利活用 しやすいよう統計データを一元管理し、インターネットで公開する。</p> <p>統計の利活用促進に関することを行う。</p> <p>県の政策・施策の推進・実現化をサポートするため、国会議員・中央省 庁、各種団体等との連絡調整・情報収集等を行うとともに、首都圏におい て三重県の情報発信する。</p>

4 所管事項

(1) みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の推進について

1 進行管理の基本的な考え方

「みえ県民力ビジョン」の基本理念である『県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重』を実現するために、中期の戦略計画として4年間の行動計画を策定し、県政を展開しています。

第一次の行動計画は、「みえ県民力ビジョン」を着実に推進するための、平成24年度から27年度までの4年間の取組内容をまとめたものであり、平成25年4月から本格運用した「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」に基づき、常に県民の皆さんに成果が届いているかを意識しながら、「行動計画」の目標達成に向けて進行管理を行ってきました。

平成28年4月からは、新たに「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」（平成28年度～31年度）をスタートさせたところであり、これまでの「経済的な豊かさ」「精神的な豊かさ」に加え、新たに「社会のシステムやつながりの豊かさ」を加えた『新しい豊かさ』の視点も踏まえ施策を展開していくとともに、引き続きスマートサイクルによる進行管理を行い、市町等との連携も深めながら、諸課題の解決を着実に進めていきます。

みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)

※ みえ成果向上サイクルは、「みえ県民力ビジョン」及び「行動計画」に掲げた理念や目標を各年度の取組や組織に展開するとともに、その進捗状況について、評価、改善を行い、次年度の方針や予算編成につなげていくという県政全般のPDCAの流れをあらわした行政運営の基本的枠組み（マネジメントサイクル）です。

- | | | |
|-----------|----|--|
| P (Plan) | 計画 | 長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」と中期の「行動計画」に基づく単年度の方針として「経営方針」を策定し、当該年度の政策課題や行動指針を明確にします。「経営方針」は、知事と部局長等の協議の場である「秋の政策協議」を経て策定します。 |
| D (Do) | 実行 | 部局長、副部長、次長、課長等は、自身のマネジメント方針や所管する事業の目標等を定め、各所属組織において、「経営方針」を具体的に展開します。 |
| C (Check) | 評価 | 計画に基づき、取り組んだ施策等の進捗状況について評価を行います。 |
| A (Act) | 改善 | 評価によって明らかになった施策等の成果や課題、翌年度への改善方向については、「春の政策協議」を経て、「成果レポート」として取りまとめ、県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。 |

2 県民の幸福実感の把握

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」では「幸福実感日本一」の三重をめざしていることから、施策における「県民指標」に加えて、政策分野ごとの15の「幸福実感指標」を設定し、その推移を把握することで、行動計画全体としての進行管理に努めます。

なお、「幸福実感指標」は、県民の皆さんを対象に「みえ県民意識調査」を実施することで毎年把握します。

3 重点取組

第一次行動計画では、「みえ県民カビジョン」を推進していくにあたり、「選択・集中プログラム」として、4年間特に注力する政策課題を設定し重点的に取り組むことで、喫緊の課題の解決や「協創」の新たな仕組みづくりが進むといった成果がありました。一方、社会経済情勢の変化等に的確に対応し、予算や人材の柔軟な重点配分を図ることが難しい側面もありました。

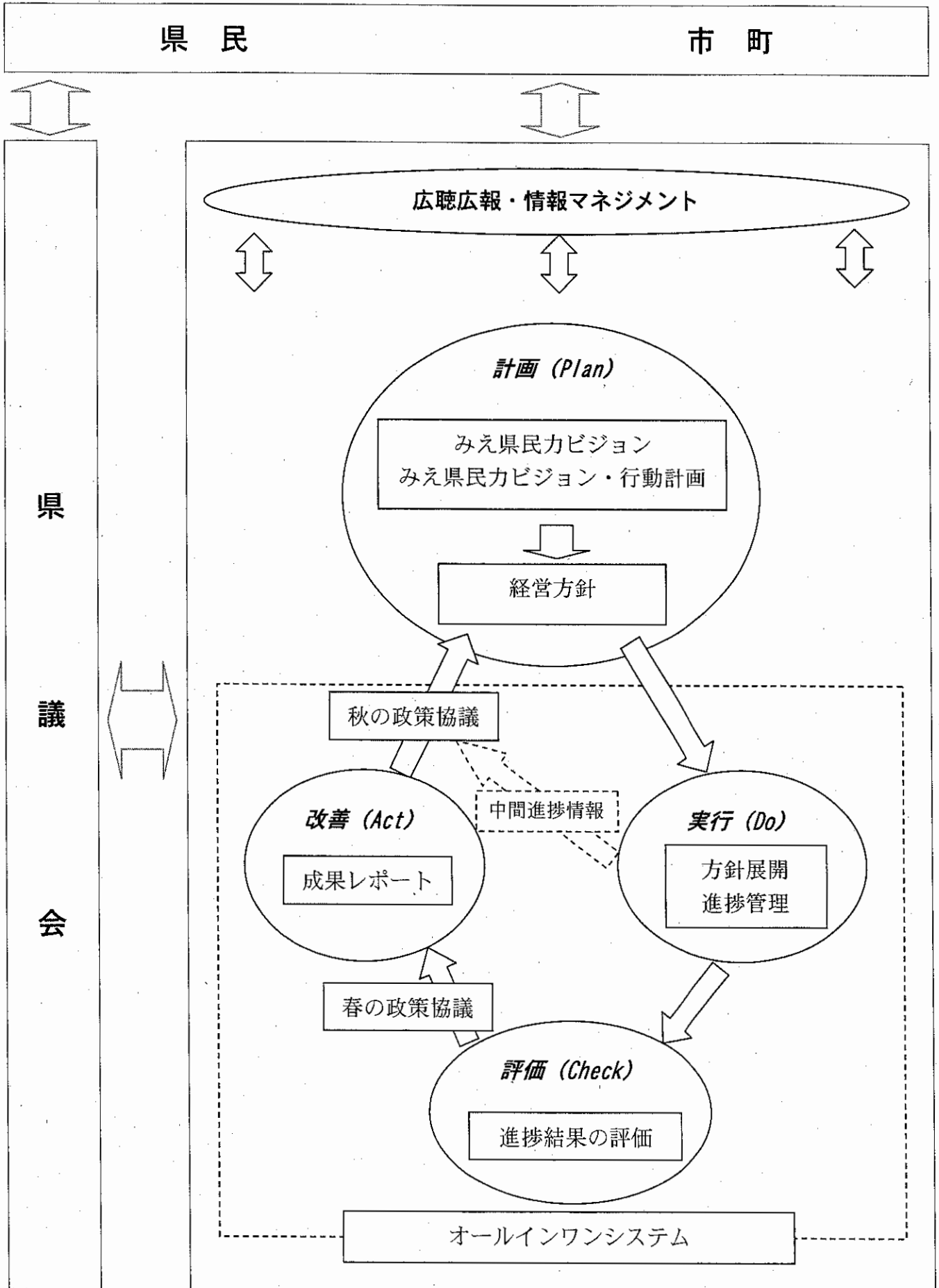
第二次行動計画においては、第一次行動計画のような4年間重点的に取り組む課題を具体的に設定せず、毎年度の県政推進の基本方針を定める「三重県経営方針」において、当該年度の重点取組を選定し、さまざまな状況変化に柔軟に対応できるように変更しました。

なお、「三重県経営方針」における重点取組の選定にあたっては、人口減少への対応に係る自然減対策、社会減対策の中の優先度の高い取組のほか、社会経済情勢の変化等を踏まえた特に注力すべき喫緊の課題に対応するための取組について重点化を図っていきます。

4 年間スケジュール（案）

平成28年	4月	「平成28年度三重県経営方針」の公表 「春の政策協議」（実施済み）
	6月	「平成28年版成果レポート（案）」の公表
	9月	「秋の政策協議」の実施
	10月	「平成29年度三重県経営方針（案）」の公表
平成29年	2月	「平成29年度三重県経営方針（最終案）」の公表

みえ成果向上サイクル (スマートサイクル) のイメージ図



(2) 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略について

1 総合戦略の位置付け

三重県では、まち・ひと・しごと創生法及び国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、平成27年10月に「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところです。

総合戦略は、三重県における人口の現状と将来展望を示す「三重県人口ビジョン」をふまえ、本県の人口減少の課題に的確に対応するとともに、地域の自立的かつ持続的な活性化を図るため、現状と課題、めざす姿、5年間(平成27年度～平成31年度)の目標や基本的な取組方向等を示すものです。

2 総合戦略の推進

総合戦略では、「希望がかない、選ばれる三重」をめざす姿とし、その実現に向けて、自然減対策及び社会減対策それぞれに目標を掲げ、車の両輪として推進していきます。

総合戦略の推進にあたっては、「緩和と適応」、「三重らしさと三重県ならでは」など、本県独自の9つ視点に基づいて取組を展開します。

また、県の総合戦略と市町の総合戦略が相乗効果を発揮して、地域全体の魅力を高めていくことができるよう、市町と緊密な連携を図りながら取り組みます。

(1) 自然減対策

①基本目標 「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」

②数値目標 (1) 県の合計特殊出生率を、おおむね10年後を目途に、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準(「希望出生率」)である1.8台に引き上げます。

(2) 「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」(平成26年度55.6%)を、平成36年度に67.0%まで引き上げます。

③目標を達成するための取組

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」をベースに、「子ども・思春期」・「若者／結婚」・「妊娠・出産」・「子育て」の4つのライフステージごとに12の基本的な取組方向を設定し、働き方も含め、若者の雇用対策や出逢いの支援など、地域の実情に応じた切れ目のない少子化対策を継続的に実施していきます。

(2) 社会減対策

- ①基本目標 「『学びたい』『働きたい』『暮らし(続け)たい』という希望がかない、みんなが集う活気あふれる三重」
- ②数値目標 県外への転出超過数(3,000人)を、毎年280人改善し、5年後には転出超過数を1,600人にまで改善します。

③目標を達成するための取組

「学ぶ」・「働く」・「暮らす」の3つのライフシーンごとに9の基本的な取組方向を設定し、若者の雇用と県内定着の促進、しごとの創出や産業の育成、働く場の魅力向上等に資する取組などを進め、人口の県外への流出抑制と県内への流入促進等に取り組んでいきます。

3 総合戦略の推進にあたって

総合戦略の推進にあたっては、PDCA(計画・実行・評価・改善)のサイクルを導入し、取組の進捗状況の把握と効果の検証を行います。

検証にあたっては、三重県地方創生会議に検証部会を設置し、さまざまな観点から客観的に効果の検証を行うとともに、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」のPDCAサイクルとも進行管理を連動させることで、より効果的にPDCAサイクルを運用し、目標達成に向けた的確な進行管理を行います。

その検証結果や県議会、三重県地方創生会議での審議、取組に係る予算措置の状況等をふまえ、必要に応じて具体的な取組方向等を見直し、改訂します。

【参考】戦略推進の県独自の主な視点

○ 緩和と適応(「定量的な側面」と「定性的な側面」)

定量的な側面(緩和)として、人口減少の抑制や交流人口の増加を進めることで、地域経済の縮小という人口減少がもたらす「負のスパイラル」から脱却すること、或いは、少なくとも人口減少の影響が緩和されることをめざします。

定性的な側面(適応)として、郷土愛を育み、地域に対するアイデンティティを高めることが、住民自らの地域をよくしようとする行動を促し、次世代の希望につながる地域運営の「正のスパイラル」を創りあげることがめざします。

○「三重県らしさ」と「三重県ならではの」

豊かな自然環境や観光資源、食に関わるブランドを多数抱え、ものづくり県としての多様な産業集積があることなどが本県の強みです。一方、県南部に地理的・経済的に不利な条件にある地域が多いこと、大学収容力指数が全国 45 位（平成 26（2014）年度）と低くなっていることなどは、本県の弱みです。これらの強み・弱みをふまえ、「三重県らしさ」を意識するとともに、他県との差別化の武器となる「三重県ならではの」を追求します。

○条件不利地域への対応

人口減少による過疎・高齢化が進展し、地理的、経済的に不利な条件にある地域等がありますが、地方創生を推進する上で、そうした地域の特性をふまえた特段の配慮が求められます。地域コミュニティの維持が極めて厳しい状況になっている中山間地域などは、市町等の主体的な取組に対する県の支援が重要となっています。

○アクティブ・シチズン

地域の活性化を図り、人口減少に歯止めをかけるためには、県民の皆さんに、アクティブ・シチズンとして積極的に地方創生の取組に参画していただくことがとても重要です。アクティブ・シチズンとして、主体的に社会づくりに関わっていただくことで、地域の魅力や住みやすさの向上、さらには、自分自身の自己実現や生きがいにもつながります。

(3) みえ県民意識調査について

1 調査の目的

三重県では、「みえ県民力ビジョン」において、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念として掲げています。このことから、県民の皆さんの「幸福実感」を把握し、県政運営に活用するため、一万人の県民の皆さんを対象に、日ごろ感じている幸福感や、地域や社会の状況についての実感などをお聞きする「みえ県民意識調査」を毎年実施しています。

2 第5回調査の概要

(1) 調査期間

平成27年11月～平成27年12月

(2) 調査対象

県内に居住する20歳以上の男女10,000人に対する郵送アンケート

(3) 有効回答数

5,236人（有効回答率 52.4%）

(4) 調査項目

（第1回調査からの継続項目）

- ・幸福感
- ・地域や社会の状況についての実感

（新たに設定、見直しをした項目）

- ・県民指標の一部
- ・ご家族に関すること
- ・「新しい豊かさ」を享受できる三重づくり

(5) 集計結果の主な内容

別紙のとおり

3 結果の活用等について

(1) これまでの4回の調査結果については、詳細に分析した内容をレポートとしてとりまとめのうえ、少子化対策などの政策議論の際の参考としてきました。特に昨年度は、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定のための資料等として活用したところです。

(2) 第5回の調査結果についても、専門家の助言も得ながら分析を行い、本年秋を目途に分析レポートとして公表する予定です。集計結果や分析の内容が、「成果レポート」の作成、「三重県経営方針」の策定及び当初予算議論の際の参考資料等として活用されるよう、努めてまいります。

4 第6回調査について

第5回調査結果の分析等を踏まえ、年内に調査項目を整理し、1～2月に実施する予定です。

(4) 人づくり政策の推進について

I 基本的事項

1 概要

平成27年度から、戦略企画部が、各部局の人づくりにかかる施策を県全体として整合性を確保しながら計画的に推進する「人づくり政策の総合調整」機能を担っています。

2 「人づくり政策」の範囲

- (1) 教育の充実（家庭教育、幼児教育、高等教育、生涯学習、私学振興等を含む）
- (2) 産業振興、地域振興を目的とした人材育成（産業人材、防災人材の育成等）
- (3) 人づくりにかかる環境整備・改善（子どもの貧困対策、子育て支援等）

3 推進方針

- (1) 全体の方向性の決定
- (2) 進捗管理と課題対応
- (3) 全体最適の確保
- (4) 総合政策による効果拡大
- (5) 新しい視点からの検討・提案

II 本年度の取組内容

1 総合教育会議

知事と教育委員会が、十分な意思の疎通を図り、本県教育の課題やあるべき姿を共有し、連携して教育行政に取り組むため、「総合教育会議」を開催します。

※ 総合教育会議

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、平成27年4月から、各都道府県・市町村に設置されている会議体。首長と教育委員会で構成される。教育行政の指針となる大綱、重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。

(1) 本年度の基本的な進め方

教育施策大綱に基づき、教育施策の積極的な推進を図る観点から運営します。従って、年間の協議テーマは、大綱で力を入れている「学力・体力」「豊かな心」「家庭教育・幼児教育」を中心とします。

(2) 開催回数

年6回～8回を目途とします。

(3) 主たる協議テーマ（想定）

- ・学力向上 ・家庭教育・幼児教育
- ・体力向上 ・地域の教育力の活用
- ・道徳教育 ・いじめや暴力のない学校づくり
- ・特別支援教育 ・持続可能な社会づくり（ジュニアサミットを踏まえて）

※ 状況に応じ他の協議テーマとの置き換えや抱き合わせを検討します。

2 家庭教育の充実にに向けた応援方策の検討

少子化の進行や共働き家庭の増加等、家庭を取り巻く環境が変化する中、家庭の教育力の低下が懸念されていることから、家庭教育の充実にを図るための応援方策を整え、子どもたちの「生き抜いていく力」の育成につなげます。

(1) 取組内容

① 家庭教育の充実にに向けた応援戦略の確立

現場の声を反映した即活用できる実践的な戦略の確立をめざします。

② 家庭教育を応援するための啓発コンテンツの開発

県が直接使用する、あるいは市町に提供するプログラム、啓発用資料等を開発します。

③ 家庭教育の充実にに向けた庁内外の体制構築

「庁内体制の確立」「市町との連携強化」「関係団体等との協創」をめざします。

(2) 検討体制

① 有識者委員会の設置

7名程度の委員で構成する有識者委員会を設置します。

② 庁内検討体制（WG）の構築

戦略企画部、子ども・家庭局、教育委員会による検討ワーキングを立ち上げています。

※ 市町等のヒアリング等を実施し、検討内容に反映させることも想定しています。

3 県内高等教育機関の充実

県内高等教育機関の教育の質や魅力を高める取組を支援するとともに、地域との連携を促進します。

(1) 地方創生に向けた高等教育機関の取組支援（県版COC補助金）

昨年度に引き続き、学生確保や県内への定着促進等に取り組む県内高等教育機関に対し助成を行います。

※ 補助率10/10、補助限度額1千万円、継続分3件に加え新たに2件程度の採択を想定しています。

(2) 「高等教育コンソーシアムみえ」の運営推進

平成28年3月に県内の全高等教育機関と県で組織する「高等教育コンソーシアムみえ」を創設しました。平成28年度は、「三重を知る」共同授業の開発に向けた調査・検討や学生を対象とした意識調査の実施、学生の県内就職支援などに取り組みます。

(3) 奨学金を活用した若者の県内定着促進

県内の条件不利地域に居住すること等を条件に、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成する制度を創設します。

(4) 地域と高等教育機関等の魅力発信

昨年度に引き続き、三重県での暮らしやしごと、学びの魅力を伝える冊子を作成し、県内の全高校2年生等に配付します。

(5) 学生の地域活動の参加促進

平成27年11月に開設した「学生×地域活動」サポート情報局を核として、県内高等教育機関等の関係機関とも連携しながら、学生と地域活動団体等とのマッチングを推進します。

(5) 地方分権改革について

1 現状

平成19年4月に「地方分権改革推進委員会（委員長：丹羽宇一郎氏）」が設置され、以降4次にわたり、基礎自治体への権限移譲、出先機関改革、義務付け・枠付けの見直し、国と地方の協議の場の法制化などの勧告が行われました。平成26年度からは、地方の発意に根差した新たな取組を推進するため、従来の委員会勧告方式に替えて提案募集方式が導入されています。

これらの動きを受けて、第1次から第5次までの地方分権一括法が制定され、地方公共団体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しが進んだほか、国と地方の協議の場に関する法が制定されました。

平成27年6月に制定された第5次地方分権一括法では、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しについて19の法律が改正され、地方六団体の「農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム（座長：鈴木知事）」が国に対して提言した農地転用に係る許可権限についても、4ヘクタール以下の農地転用の許可権限が都道府県知事及び大臣の指定する市町村長に移譲されることとなり、平成28年4月から施行されました。

また、平成28年5月13日には、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を規定する15の法律を改正する第6次地方分権一括法が成立しました。

2 今後の県の対応方針

平成28年5月に成立した第6次地方分権一括法に基づく事務・権限の移譲等について、関係部局と連携しながら的確に対応していきます。

また、地方分権がより一層進むよう、今後も引き続き、政府の地方分権改革推進本部等の動向を把握し、全国知事会や近隣府県等と連携して地方分権改革に向けた提言や働きかけを積極的に行っていきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第6次地方分権一括法）の概要

平成28年5月
内閣府地方分権改革推進室

平成28年5月13日成立
平成28年5月20日公布

第6次地方分権一括法案

「提案募集方式」における地方公共団体からの提案等を踏まえた「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）に沿って、地方公共団体への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行う。

提案募集方式を活用した地方分権改革

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した取組を推進

改正内容

【15法律を一括改正】

I 地方公共団体への事務・権限の移譲等(11法律)

A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲

- ・食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督
- ・法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認

C 地方公共団体等への権限の付与

- ・港湾・漁港管理者による災害時の放置車両の移動等を可能に
- ・義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度による情報連携の範囲拡大
- ・公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能に

B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

- ・工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等
- ・高齢者居住安定確保計画の策定

D 新たな雇用対策の仕組み

- ・地方版ハローワーク(HW)の創設
- ・地方公共団体が国のHWを活用する枠組みの創設

国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな雇用対策を、全国的かつ安定的な仕組みとして構築

II 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し(4法律)

- ・地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加
- ・都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大臣の同意廃止
- ・国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し
- ・都道府県による水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議における環境大臣の同意廃止

施行期日

- ① 直ちに施行できるもの → 公布の日 ② 地方公共団体への事務・権限の移譲を行うもの → 平成29年4月1日
③ ①、②に依り難い場合 → ①、②以外の個別に定める日

(6) 広域連携について

1 現状

人々の生活や経済活動が県域を越えて拡大する中で、県単独で解決することが難しい課題が増えてきていることから、県境を越える広域的な課題の解決に向けて、他府県等と連携した取組を進めています。

(1) 中部圏における取組

「中部圏知事会」や「東海三県一市連絡協議会（東海三県一市知事市長会議）」等に参画し、交流・連携を進めています。

平成 27 年度は、桑名市で中部圏知事会議を開催し、「中部圏における地方創生の推進」について意見交換を行い、それを着実に推進するための支援の充実に係る国への提言をとりまとめました。

また、伊勢湾の再生や保全に向け、国等関係機関との連携組織である「伊勢湾再生推進会議」に参画するとともに、東海三県一市で構成する「伊勢湾総合対策協議会」内に「海岸漂着物対策検討会」を設置し、流木や生活ごみの海岸漂着物対策に関する普及・啓発活動や発生抑制に取り組んでいます。

(2) 近畿圏における取組

近畿圏との交流・連携を深めるため、「近畿ブロック知事会」に参画しています。

平成 28 年 5 月に大阪府で開催された近畿ブロック知事会議では、「里親委託や養子縁組の推進」や「ジビエの普及に向けた施策の強化・充実」等について協議を行い、これらを国に提言していくこととしました。

また、関西地域振興財団を通じて、国際観光や文化振興、情報発信などの官民連携事業に取り組んでいます。

(3) 紀伊半島における取組

紀伊半島地域に属する三重、奈良、和歌山の 3 県で、「紀伊半島振興対策協議会（紀伊半島知事会議）」を設立し、紀伊半島の振興と活性化を図るため、連携事業に取り組んでいます。

平成 27 年度は、尾鷲市で知事会議を開催し、観光振興、地方創生等について意見交換を行い、このうち、インバウンド対策について伊勢志摩サミットを好機と捉え紀伊半島 3 県が連携して誘客促進に取り組むこととしたほか、地方への移住について引き続き 3 県が協力して紀伊半島地域の魅力等を PR していくことで合意しました。

(4) 自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク

平成 23 年度から、13 県知事で構成する「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」に参加し、地方分権・分散の発想の下、地方同士の相互ネットワークによる政策提案、共同研究などの活動を進め、国等への政策提言を行っています。

平成 28 年 2 月には、東京都で石破地方創生担当大臣を迎え知事会合を開催するとともに、地方の魅力を PR し、U・I ターンの促進を図る「ふるさと・いいこと・フェア」を開催しました。

※参加 13 県…青森県、山形県、石川県、福井県、山梨県、長野県、三重県、奈良県、鳥取県、島根県、高知県、熊本県、宮崎県

(5) 日本創生のための将来世代応援知事同盟

平成 27 年 4 月、地方への人の流れをつくり、東京一極集中型社会を変え、人口減少社会に立ち向かうトップランナーを目指す知事が同盟し、地方創生のため行動することをコンセプトに、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」が発足しました。

平成 27 年 5 月には、岡山県で石破地方創生担当大臣及び有村少子化対策担当大臣を迎え、知事同盟サミットを開催するとともに、平成 28 年 2 月には、東京都で加藤一億総活躍担当大臣を迎え、「いいね！地方の暮らしフェア」を開催しました。

※参加 13 県…岩手県、宮城県、福島県、長野県、三重県、滋賀県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県

(6) 二県知事懇談会

多様化する政策課題の解決につなげるため、平成 24 年度から共通課題を有する知事と二者で懇談会を開催しています。

平成 24 年度は、島根県知事、岐阜県知事、北海道知事、25 年度は、長野県知事、広島県知事、島根県知事、26 年度は、岐阜県知事、広島県知事、長野県知事、また 27 年度は、宮城県知事、広島県知事、山口県知事と懇談し、観光振興、産業振興等の連携事業に取り組むこととしました。

2 今後の県の取組方針

今後も引き続き、他府県等との連携を強化し、県境を越える広域的な課題の解決に向けて効果的な取組を進めていきます。

(7) 広聴広報について

1 基本的な考え方

平成27年3月に策定した「三重県広聴広報アクションプラン（以下、「アクションプラン」）」（期間：平成26～28年度）に基づき、戦略的・計画的な広報活動及び政策形成につながる広聴活動の実現に取り組みます。

多様なメディアを通じて、県民の皆さんの視点に立った「伝わる」県政情報を発信することで、県民の皆さんの県に対する理解や共感、信頼を獲得していくとともに、県民の皆さんの県政に対する意見や要望を幅広く受信していきます。

2 平成27年度の広聴広報活動の概要

(1) 「質」の高い情報発信に向けた体制づくり

政策（事業）展開の中で広聴広報活動を一体的・戦略的に進めるため、外部の専門家を戦略広報アドバイザーとして活用し、ターゲットの設定やメディア活用など、各政策（事業）の広聴広報活動に対するアドバイスを行い、情報発信の「質」の向上に取り組みました（アドバイス件数計208件）。

さらに、広聴広報活動が組織的かつ体系的、持続的に行われるよう、庁内会議（広聴広報戦略会議・広聴広報会議）の運用を行いました。

(2) メディアを活用した広報活動の実施

①県広報紙「県政だより みえ」（毎月）

○データ放送（イベント情報を毎月3回更新）

○紙媒体 本冊（配置：公共施設約800ヶ所、民間施設約1,700ヶ所）

自治会回覧用本冊及び要約版（15市町が回覧に協力）

新聞折込チラシ「みえだより」（年4回、各回約62万部発行）

②新聞

○朝日、毎日、読売、産経、中日、伊勢（「広報みえ」年10回）

○伊勢（「全面広告」年7回）

③テレビ

○三重テレビ（「県政チャンネル」毎月第1～4金）

○中京テレビ（県外向け情報発信番組 6月ほか）

○東海テレビ（県外向け情報発信番組 6月ほか）

④ラジオ

○東海ラジオ（「こんにちは三重県です」火・木、「三重県からのお知らせ」金）

○CBCラジオ（「こんにちは三重県です」木、「三重県の窓」土）

○FM三重（「三重県からのお知らせ」月～金、「こんにちは三重県です」火）

⑤インターネット（県ウェブサイト、ソーシャルメディア）

○県ウェブサイト年間アクセス数（総ページ1,321万件、トップページ136万件）

○各部署のソーシャルメディア活用（全45件、うち27年度新設16件）

※Twitter 11(1)、Facebook 26(11)、LINE 2、YouTube 4(3)、ブログ 2(1)

⑥情報発信名刺

○5種類の名刺台紙（観光キャンペーン、少子化対策、地方創生、伊勢志摩サミット、伊勢志摩サミットシンボルマーク）

⑦知事記者会見

○定例会見24回、ぶら下がり会見67回

（3）戦略的なプロモーションの推進

地域間競争が激化する中、人や企業の誘致、移住・定住の促進に向けて、県の魅力を内外に効果的にPRし、県の認知度向上・イメージアップに取り組みました。

①プロモーション企画『つづきは三重で』

○重点政策（事業）をはじめ、県のポテンシャルの高さを総合的にPRするプロモーションを9月に開始しました。重点政策（事業）への誘導促進、市町・関係団体との情報連携を目的としたプロモーションサイトの公開、移住・交流を訴求するPR動画の公開、さらに情報拡散を促進するFacebookページを開設しました。

②首都圏PR業務

○首都圏におけるメディアを対象とした情報発信の強化に取り組み、県の取組が、新聞や雑誌、テレビ番組、インターネットなどに取り上げられるよう、専門知識や実践経験を有する民間事業者による支援を求めました。

（4）政策形成につながる広聴活動の実施

①県民の声相談

○県ウェブサイトに掲載し、政策会議で経営幹部が共有した件数 783件

②IT広聴事業（e-モニター）

○e-モニター数 1,139人 アンケート回数 14回

③みえ出前トーク

○215テーマ・204回開催、県民参加数7,485人

（5）職員の広聴広報力の向上（インナー広報の強化）

①職員研修の開催

○戦略広報アドバイザーによる戦略広報実務研修（2月 参加職員43名）ほか

②イントラサイトの運用

○広聴広報課イントラサイトの公開（年間アクセス57,225件）

(6) 伊勢志摩サミットに関する広聴広報課の情報発信・支援

①広聴広報課所管メディアによる情報発信

○広報紙、新聞、テレビ、ラジオによる広報（計85回）

②啓発イベント開催による広報

○サミット開催100日前イベント（2月）ほか3回

③知事による情報発信の対応

○新聞、雑誌、テレビ、ラジオ（計86回）

④プレスツアー支援

○国内メディア（1回）、海外メディア（1回）

3 平成28年度の重点取組

(1) 「質」の高い情報発信に向けた体制づくり

引き続き、戦略広報アドバイザーとして外部の専門家を活用し、政策（事業）と広聴広報活動を一体的・戦略的に進め、「質」の高い情報発信に取り組みます。

特に、ポストサミット等の取組について、最大限の事業効果が得られるよう、さらに組織的かつ体系的、持続的な広聴広報活動に取り組みます。

(2) メディア強化による広聴広報活動の充実

①広報紙「県政だより みえ」

○平成28年度から「県政だより みえ」をタブロイド判にリニューアルし、毎月1回、新聞折込によりお届けします。写真・図表やイラスト等を活用し、政策的内容をよりわかりやすくお伝えします。

②データ放送「県政だより みえ ～暮らしの便利帳～」

○平成28年度からデータ放送をリニューアルし、速報性、簡便性のメリットを生かして、お知らせ・イベント情報、相談窓口の案内など、県民の暮らしにかかわる情報に特化してお届けします。

③県ウェブシステム

○平成28年度からシステム全体をリニューアルし、迅速かつ、わかりやすく使いやすいウェブサイトを提供します。

(3) 戦略的なプロモーションのさらなる強化

引き続き、『つづきは三重で』と首都圏 PR 業務を推進し、県の認知度向上・イメージアップに向けた広聴広報活動に取り組みます。

特に、『つづきは三重で』においては、ターゲットに対する、より県民の視点に立った情報発信を行うことで、県への興味・関心をさらに喚起できるよう、市町・関係団体との連携を強力に推進していきます。

(4) 職員の広聴広報力の向上（インナー広報の強化）

イントラサイトの一層の充実や、目的別研修の開催など、インナー広報の取組をさらに強化します。これら取組により、県政の推進方向や主要施策の目的などを共有し、職員一人ひとりが積極的に「自分事」として理解できるよう、職員の広聴広報力の向上に取り組みます。

(8) 統計調査について

1 平成 28 年度に実施する統計調査等

平成 28 年度に統計課で実施する統計調査は、次のとおりです。

(1) 国からの受託調査（()内は所管省庁）

① 毎月または四半期調査

(総務省) 労働力調査、小売物価統計調査、家計調査
個人企業経済調査

(経済産業省) 工業動態統計調査、商業動態統計調査

(厚生労働省) 毎月勤労統計調査

② 毎年調査

(文部科学省) 学校基本調査、学校保健統計調査

③ 5 年周期調査

(総務省)

・平成 28 年経済センサス-活動調査

全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにし、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的する。対象は県内約 83,000 事業所。

・平成 28 年社会生活基本調査

国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動を調査し、仕事や家庭生活に費やされる時間などを明らかにし、各種行政施策のための基礎資料を得ることを目的する。(平成 23 年の対象は 1,608 世帯)

(2) 県単独調査

① 毎月調査

三重県生産動態統計調査、人口推計調査

(3) 平成 27 年国勢調査（今後の公表予定）

・人口等基本集計（確報値）…………… 平成 28 年 10 月

人口、世帯、住居、外国人、高齢者世帯等に関する結果

・就業状態等基本集計等 ……………… 平成 29 年 4 月以降

人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する結果等

2 統計情報の提供と分析

県民の皆さんに各種統計調査結果などの情報を利活用いただけるよう、県ホームページ「みえ Data Box」への掲載や統計書、県勢要覧などの刊行図書を通じて、統計情報の提供を行います。

また、マクロ経済分析として、県景気動向指数や県内経済情勢、県民経済計算、市町民経済計算、産業連関表、鉱工業指数を作成し公表します。

さらに、「三重県民手帳」の発行や統計グラフコンクールの実施等を通じて、統計の普及や調査への協力を促進します。

3 課題

統計調査を取り巻く環境は、個人情報保護意識の高まりや単身・共働き世帯の増加等に伴う調査訪問時不在世帯の増加などにより、年々調査票の収集等が厳しい状況になっています。

また、調査員の確保と資質の向上を図るとともに、統計調査結果などの統計情報を利活用していただけるよう普及啓発に取り組む必要があります。

4 今後の対応

引き続き、県民の皆さんへの周知や関係機関への協力要請を行うとともに、市町と緊密に連携して正確で円滑な統計調査実施に取り組んでいきます。

また、県民の皆さんが統計を身近に感じることで、統計調査への協力と統計情報の利活用が進むよう、統計情報の迅速かつ積極的な提供を行うとともに、統計の普及啓発を行っていきます。

(9) 情報公開・個人情報保護について

1 情報公開制度について

(1) 現状

情報公開制度が社会に浸透していく中で、大量請求や対象公文書の特定が困難な請求など情報公開制度の運営上大きな課題が生じたため、権利濫用禁止の規定の創設、開示を受けない者へのみなし規定の整備などの三重県情報公開条例の改正を行いました（平成21年4月1日から施行）。

これまで、職員研修、規則等諸規程の見直し、「開示請求事務の手引」の改訂などを行い、各部局や関係機関等と連携を図りながら、円滑な制度運用に取り組んできました。その結果、条例の目的からかけ離れた過剰な請求や開示決定等を受けたにもかかわらず正当な理由なく開示を受けないなどの対応困難な事例は減少しています。

(2) 課題と今後の取組方向

引き続き、職員研修等を通じて、条例の趣旨の徹底、規則等諸規程に基づく適正な事務執行を図り、情報公開制度的確な運用に努めていきます。

(3) 運用状況

開示請求件数は、ここ数年減少傾向にあります。

請求内容の主なものは、公共事業にかかる金額入り設計書、法人の決算関係書類、建築計画概要書、教員採用試験問題等です。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
開示請求件数	10,994	9,629	9,260	9,149	9,036
対前年増加率	10.9%	△12.4%	△3.8%	△1.2%	△1.2%
情報公開審査会 処理件数*	5	22	16	14	30
うち認容	1	2	5	3	5
うち一部認容	1	13	6	1	9
うち棄却	3	7	5	10	16

* 公文書の非開示決定等に対し審査請求がなされた場合は、実施機関が情報公開審査会に諮問し、調査・審議のうえ答申を行うこととなっています。

2 個人情報保護制度について

(1) 現状

個人情報保護制度は、主に民間事業者が対象の「個人情報保護法」と、国の行政機関が対象の「行政機関個人情報保護法」や各地方公共団体が制定する「個人情報保護条例」等から成り立っています。

県においては、平成 14 年度から「三重県個人情報保護条例」を施行しています。条例では、個人情報取扱のルールを定めるとともに、県が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護しています。

また、個人情報保護制度の的確な運用のため、県や市町等の職員向けに、個人情報保護制度の研修会の開催や助言等を行うほか、県内事業者や県民向けに個人情報保護法に関する説明会を開催するなど制度の周知啓発を図っているところです。

(2) 今後の取組方向

県においては、昨年度も個人情報の記載された文書の誤送付や紛失、インターネットメールの誤送信等の個人情報の漏えい事案が発生していることから、引き続き、職員研修等を通じて、個人情報保護制度の周知や危機管理意識の更なる醸成を図り、個人情報の適正管理の強化と漏えい等の防止に努めていきます。

(3) 運用状況

開示請求件数は、ここ数年横ばいで推移しています。

請求内容の主なものは、運転免許試験や高校入試等の試験結果に関するものです。

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
開示請求件数	17,337	18,667	18,789	18,389	19,954
対前年増加率	△9.2%	7.7%	0.7%	△2.1%	8.5%
うち試験結果	17,144	18,368	18,450	18,003	19,490
うち試験結果以外	193	299	339	386	464
個人情報保護 審査会 処理件数*	8	1	3	0	0
うち認容	0	0	0	0	0
うち一部認容	1	0	0	0	0
うち棄却	7	1	3	0	0

* 保有個人情報の非開示決定等に対し審査請求がなされた場合は、実施機関が個人情報保護審査会に諮問し、調査・審議のうえ答申を行うこととなっています。

(10) マイナンバー（社会保障・税番号）制度について

1 制度のねらい

マイナンバー制度は、複数機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であると確認するための基盤です。

制度の導入により、納税者の所得把握において正確性が向上し、適正・公平な課税や、真に社会保障を必要とする者への確実な給付など、税や社会保障の負担と給付の公平化につながります。

また、年金や福祉などの行政手続では、添付書類の削減により行政サービスの利便性が向上するとともに、各行政機関では、個人の特定が必要な業務において行政事務の効率化が期待されます。

2 これまでの経緯と対応

(1) 現在の状況

国において平成27年10月から全世帯へマイナンバーの通知が行われ、併せて公的身分証明書でもあるマイナンバーカードの申請受付が開始されました。平成28年1月からはマイナンバーカードの交付と、マイナンバーの実際の利用(申請書等へのマイナンバーの記載等)が始まっています。

(2) 本県の対応

制度の導入に伴い、本県でも社会保障や税等の事務の中でマイナンバーを利用するため、条例・規則の整備やシステムの構築・改修など、関係部局が連携して対応を行ってきました。

また、市町における制度の導入支援を行うとともに、パンフレットやホームページなどさまざまな媒体を通じた広報や、みえ出前トーク、事業者向け説明会を実施するなど、県民と事業者に向けた周知・広報を行ってきました。

加えて、特定個人情報の適正な保護を図るため、特定個人情報保護評価を実施するとともに、番号法との整合を図るための条例改正等を行いました。

3 今後のすすめ方

県民の皆さんが安心してマイナンバーを利用していただけるよう、制度面、システム面での措置について引き続き的確に対応するとともに、県民等に向けていっそうの周知・広報を図るなど、以下のとおり取り組んでいきます。

(1) システムの総合運用テスト

平成 29 年 7 月から開始される国や地方公共団体等の団体間での情報連携に向けて、団体間での情報照会や情報提供に係るシステムの総合運用テストが、平成 28 年 7 月頃から実施されることから、県も参加して、システムの機能・安定性や、業務運用の手順・効率等を確認するテストを関係部局が連携して行います。

(2) 市町への支援

国等からの情報を的確に提供するとともに、市町への補助金の交付事務や、相談業務の実施など、円滑にマイナンバー制度を運用できるよう、引き続き市町の支援に努めていきます。

(3) 周知・広報

制度の運用が開始されたことによりマイナンバーの認知度は高まってきていますが、引き続き様々な機会を通じて、県民の皆さんへの周知・広報活動を行っていきます。

(4) 今後の主なスケジュール

平成 28 年 7 月～ 総合運用テスト開始 (県と国及び他の地方公共団体等)

平成 29 年以降～ マイナポータル運用開始

※マイナポータル…国が構築・運営するインターネットサービスで、自分の個人情報の利用状況や情報自体の確認、行政機関等からのお知らせの受信等ができる、個人専用ホームページ

平成 29 年 7 月～ 地方公共団体を含めた情報連携 (申請時の添付書類の省略等) 開始